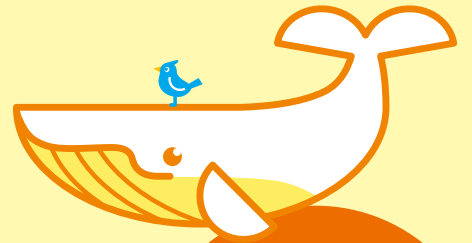


いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

秋・冬号

Press

Vol.2

2012.11 発行

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特集

虐待防止のためにできること
～障害者虐待防止法の施行を受けて～



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

特集

虐待防止のためにできること ～障害者虐待防止法の施行を受けて～

障害者虐待防止法の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる障害者虐待防止法）が、平成23年6月に成立し、本年10月1日から施行されました。

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援の

ための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

また、この法律は、高齢者虐待防止法と同様に、虐待を受けた障害者自身の保護のための措置を定めることで障害者虐待を防止するとともに、孤立した養護者の環境にも目を向け「養護者支援」を他方の柱にしていることが特徴の一つとして挙げられるのではないのでしょうか。また、高齢者虐待防止法と同様の規定を多く設ける一方で、身体拘束を虐待の二類型に含めて明文化し、また、養護者による虐待を発見した者の通報については、「生命身体に重大な危険のおそれがある」かどうかで、「義務」と「努力義務」に分けることをせず、通報義務を一律に何人にも課することとした点等は、高齢者虐待防止法より一歩前進したところであると思います。

リーガルサポートにできること

高齢者虐待の防止もそうですが、障害者虐待の防止においても、成年後見制度の活用が大きな効果を発揮するものと思います。

例えば、経済的虐待の場合などには、成年後見人が就任して、虐待を受けている障害者の財産を虐待者から分離して管理をおこない、同時に身上監護を行うことで、直接的に虐待の防止につながるものと思われれます。

このように、この成年後見制度は、判断能力の不十分な方を保護し支援するために有効な制度ですが、残念ながら、まだまだ十分に利用されている制度であると言えるものではないかもしれません。そこで、障害者虐待防止法では、第44条で「国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知の

ための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならぬ。」と規定し、成年後見制度の利用を促進しています。また、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により、市町村における成年後見制度利用支援事業が必須事業化されました。これにより、障害者の虐待を防止するために、今後ますますの成年後見制度の利用が期待されるところです。

そこで、我々リーガルサポートの会員は、これまでに第三者後見人として、家庭裁判所より選任され、多数の後見事務を行っています。障害者虐待事案において知識及び経験の豊富な成年後見人として就任することにより、リーガルサポートは、障害者の虐待防止に大きな役割を果たすことが出来るものと考えます。

また、第43条では財産上の不当取引による被害の防止等について定められ、市町村に、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産

市町村には「障害者虐待防止センター」を置くこととし、ここでは①「養護者による虐待」「福祉施設従事者による虐待」「使用者による虐待」があった場合の届出や通報を受理、②養護者による虐待に関して障害者や養護者からの相談・指導及び助言、③センターの役割を広報することになつていきますし、都道府県には「障害者権利擁護センター」を置くこととし、ここでは①使用者による虐待があった場合の通報や届出を受理すること、②市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言など必要な援助、③被虐待者や養護者の相談や相談機関の紹介、④被虐待者及び養護者の支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整などの援助、⑤虐待に関する情報を収集・分析し情報の提供、⑥虐待に関する広報などを行うものとしています。

上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することが規定されており、厚生労働省によって作成された「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」においても、財産上の不当取引による障害者の被害に関する相談窓口として、「成年後見センター・リーガルサポート」が掲げられています。

リーガルサポートの会員である司法書士の多くは、これまでに多重債務問題や貧困問題、悪徳商法等の消費者被害等の救済に積極的に取り組んできており、財産上の不当取引被害防止のための相談窓口としてだけではなく、障害者虐待防止法のもう一つの柱である「養護者支援」の点においても、障害者虐待の防止のために大

一緒に考えましょう!



相談内容

任意後見制度とは? どんな手続きがあるの?

以前より遺言のご相談をいただいている依頼者から、「会社を定年退職するにあたり、今後の生活や財産管理のことを相談したい。」とお電話をいただきました。新聞記事で見かけた任意後見制度についてお調べになったようですが、わからないことがいろいろあるようです。



相談者

50代後半
男性の依頼者(以下:相)



回答者

リーガルサポート広報委員
司法書士 古本 吉子さん(以下:回)

そろそろ
財産管理の
ことを
考えた
んですか?

私がお答え
します!

- ◎ 本日は、当事務所へようこそいらっしゃいました。さっそくですが、任意後見制度について、いろいろと疑問に感じられたことがあるそうですね。
- ◎ 相 ええ。このところちょっとした病気をしたりしまして。年齢的にも今後の生活や財産管理のことを考えるべき時期にきたようです。自分も利用できないかと思い、任意後見制度について調べてみましたが、いまひとつよくわかりません。
- ◎ 回 わかりました、ご説明しますね。任意後見制度とは、病気・ケガ・認知症などにより判断能力が不十分になってしまった後に、財産の管理や契約及び生活上のさまざまな手続き(支援してもらいたいこと)を、自分の選んだ信頼できる人をお願いできる仕組みのことです。
- ◎ 相 具体的には、まずどういいう手続きが必要でしょうか?
- ◎ 回 判断能力が十分あるうちに、信頼できる人との間で支援してもらいたいことについて契約をする必要があります。この契約を任意後見契約といい、公正証書で作成しなければなりません。(※1)(※2)
- ◎ 相 いま漠然と考えただけでも、支援してもらいたいことがいくつも出てきますが、何か決まりごとはあるのでしょうか? それからなぜ公正証書でなければならないのでしょうか?
- ◎ 回 支援してもらいたいこと、つまり契約の内容は、法律の趣旨に反しない限り、自分と支援してもらいたい人との間で自由に決めることができます。この任意後見契約は、支援してもらいたい人に様々な事務を任せざることを目的としています。委任の意思を確認するため、契約の内容を法律に従った正当なものにするために、公正証

書で作成する必要があるのです。

- ◎ 相 任意後見制度では、支援してくれる人を自分で選べるので安心です。法定後見制度では、家庭裁判所が選ぶので、まったく知らない第三者が後見人になることもあるそうですね。
- ◎ 回 そのとおりです。判断能力の低下後に利用が始まる法定後見制度では、家庭裁判所が後見人の選任権限を持っていますので、必ずしも自分や関係者の希望する人が後見人になるわけではないのです。
- ◎ 相 支援してくれる人について、何か資格は必要でしょうか? 子供たちに任せたいとは思いますが、遠くに住んでいますし、仕事や家庭のことなどで忙しいようです。もしものときにどうなるか心配です。
- ◎ 回 特に資格は必要ありません。法律の規定により未成年者や破産者などはなれませんが、それ以外は自由に選ぶことができます。家族でももちろんかまいませんが、ご心配でしたら、司法書士や弁護士などの専門家に頼んだほうがよいかもしれませんね。私どもリーガルサポートでもご紹介できますよ。
- ◎ 相 自分の周りに支援してくれる人がいない場合、リーガルサポートで紹介してもらえるのは、安心ですね。今すぐの支援は必要ありませんが、将来、私の判断能力が低下した場合、実際に支援してもらうには、次にどういいう手続きが必要ですか?
- ◎ 回 あなたの判断能力が不十分になったとき、支援してくれる人が家庭裁判所へ任意後見監督人の選任を請求します。先に結んだ任意後見契約の効力は、家庭裁判所においてこの任意後見監督人が選任された時から発生しますので、この時点から契約内容に

沿った支援が始まります。

- ◎ 相 そうですか、実際に支援してもらうためには家庭裁判所への手続きが必要なんですね。ところで、なぜ任意後見監督人の選任が必要なのでしょう?
- ◎ 回 任意後見は、あなたの判断能力が不十分になった後に開始するため、任意後見開始後に、あなた自身が支援してくれる人のことを監督するのは、難しいですよ。そこで、任意後見が適正に行われるようにするために、家庭裁判所が中立的な立場の任意後見監督人を選任する必要があるのです。
- ◎ 相 支援してくれる人がしっかり仕事をしてきているか、任意後見監督人が監督してくれるんですね。よくわかりました。
- ◎ 回 任意後見の手続きでよく分からないことや、任意後見契約の内容については、私たち司法書士はもちろん、公証役場でも相談をお受けできますので、お気軽にご相談ください。任意後見制度は、あくまでも契約ですので、支援してくれる人が決まったら、契約の内容などについてはお互いによく理解した上ですすめていってくださいね。
- ◎ 相 はい、ゆっくり考えてみます。今までは自分が死んだ後のことばかり気になっていましたが、自分の意思の実現という意味では、任意後見は、判断能力が不十分になってから死ぬまでの間のサポートを、遺言は、死んだ後のサポートをするものといえそうですね。定年

退職後に少し時間が取れそうですので、これまでの遺言の相談と併せて任意後見の相談もお願いしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(※1) 公証役場で任意後見契約公正証書が作成されると、公証人の嘱託により、法務局において任意後見契約の内容が登記されることになります。

(※2) 任意後見契約締結(公証役場)

必要書類: 本人	⇒	戸籍謄本、住民票、印鑑証明書
支援してくれる人	⇒	住民票、印鑑証明書
費用: 公正証書作成手数料	⇒	11,000円(基本手数料)
法務局への登記嘱託手数料	⇒	1,400円
法務局に納める収入印紙代	⇒	2,600円
その他正本等の用紙代、登記嘱託書郵送用の郵券代等が必要です。		



「公益信託 成年後見助成基金」を紹介します

「公益信託 成年後見助成基金」(以下、「基金」という。)とは?

成年後見制度の利用に関する費用を助成し、もって利用者の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的に、リーガルサポートの呼びかけにより、平成13年12月に全国の司法書士や様々な方々の協力を得て設定した基金です。

- ◇ 経済的理由等により成年後見制度を利用できないことのないよう、低所得者でも利用できる制度とするためにこの基金は設定され、リーガルサポートとは別の機関として運営されています。
 - ◇ 助成対象は、成年後見人の報酬及び申立て時の鑑定費用などです。
 - ◇ 年1回募集がなされ、申込み(毎年4月頃)のあったものの中から、学識経験者等で構成される運営委員会において審査の上、採否が決定(毎年7月)
- 詳しい情報は当法人HPをご覧ください。 <http://www.legal-support.or.jp/>

下旬~8月中旬頃)され、採択されたものについて、家庭裁判所において決定された報酬付与等の審判に基づき、助成金が交付される、という仕組みです。
◇ 成年後見制度の利用に関する費用の問題について、民間組織が正面から取り組んだひとつの解決策であるとして、基金設定の当初より高い評価を受けてきました。現在では、司法書士以外の後見人からの基金への申込みも年々増えています。

リーガルサポート 新キャラクター誕生!

ネーミングを募集します!

詳細はホームページをご覧ください

ネーミングが
採用された方に
景品を贈呈!

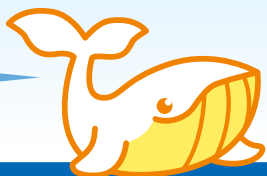
【シロナガスクジラと青い鳥、両方採用】
クオカード3万円分

【どちらか一方採用】
クオカード1万5千円分

※採用作品に複数の応募があつた場合は、抽選により決定します。

シロナガスクジラの特徴

- 白くて、とっても体が大きい。
- 色々な相談ができて頼りになる。
- 特技:メッセージ型の潮を吹き上げる。



青い鳥の特徴

- 明るい未来へと導く“幸せの青い鳥”。
- シロナガスクジラに市民の声を届ける。
- 特技:歌うこと。



応募方法

次の事項をご記入の上、「はがき」[FAX]「ホームページ」からご応募ください。

- ①ネーミング(ふりがな)
- ②ネーミングの説明(命名の理由)
- ③住所、氏名、電話番号

宛先 〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館4階「キャラクターネーミング」係

FAX 03-5363-5065

H P <http://www.legal-support.or.jp>

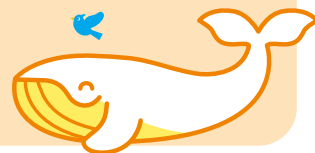
締め切り 平成24年12月31日(月) 当日消印有効

編集後記

今回、リーガルサポートの新しいキャラクターが決定いたしました。

シロナガスクジラと青い鳥です。青い鳥は、色々な困りごとをクジラに相談し、シロナガスクジラは、多くの困りごとを受け止め、解決への手助けをします。全国50支部と多くの会員数を誇るリーガルサポートのイメージから生まれました。成年後見制度の利用者・関係者の方々に、安心感を持っていただき、そして、頼っていただけ、そんなキャラクターだと思います。シロナガスクジラは、地球

上の全海域に生息しているそうです。リーガルサポート会員も、クジラや青い鳥と共に、日本中を走り回り、皆さんを支援して行きます。オットト、会員も走り回っていると疲れるので、時々休憩もいたします。そんな時には、「ホット」するような「エール」を送ってください。「ホエール??」ですから。今後、色々な場所で、新キャラクターが登場いたします。期待してください。『フォースと共に有らんことを!』そして、『クジラと共に有らんことを!』(む)



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索! /

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 **HP**
- 函館支部 0138-27-0726
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 **HP**
- 神奈川支部 045-640-4345
- 埼玉支部 048-845-8551 **HP**
- 千葉県支部 043-301-7831
- 茨城支部 029-302-3166 **HP**
- とちぎ支部 028-632-9420
- 群馬支部 027-224-7773 **HP**
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 **HP**
- ながの支部 026-232-7492 **HP**
- 新潟支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 **HP**
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜支部 058-259-7118
- 福井支部 0767-30-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 **HP**
- 京都支部 075-255-2578 **HP**
- 兵庫支部 078-341-8686
- 奈良支部 0742-22-6707 **HP**
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 **HP**
- 岡山支部 086-226-0470 **HP**
- 鳥取支部 0857-24-7013
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701
- 徳島支部 088-622-1865 **HP**
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 **HP**
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 **HP**
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

本部(東京) 03-3359-0541

編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館4階
TEL 03-3359-0541 <http://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

リーガルサポートのホームページに
音声読み上げ機能が追加されました!

